

平成30年度境港市介護保険運営協議会（第4回） 会議録

■ 日 時：平成31年2月19日（火）午後1時50分～午後2時25分

■ 場 所：境港市役所 第一会議室

■ 日 程

1 開会

2 協議事項

（1）地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス事業所の指定について

（2）介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス事業所の指定について

3 報告事項

（1）介護保険料の軽減強化について

4 その他

5 閉 会

■ 出席者（敬称略）

（委 員）足田 京子、荒井 祐二、阿部 暁子、稲賀 潔、來間 美帆、遠藤 勲、高木 敏行、佐々木 憲子、松本 幸永、山本 英輔

（事務局）

佐々木 真美子（福祉保健部長）、坂田 卓宏（長寿社会課長）

竹内 真理子（地域包括支援センター所長）

真木 由紀子（長寿社会課高齢者福祉係長）、井上 千恵（同介護保険係長）

（欠 席） なし

（傍聴者） なし

■ 会議録（要旨）

1 開会（坂田長寿社会課長）（13:50）

運営協議会の運営について

【事務局】 本日は10名全員の出席であり、設置要綱第6条第2項の規定により委員の過半数の出席があるので、この会議が成立していることを報告する。

（進 行）これより会長に進行を代わる。

2 協議事項

（1）地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス事業所の指定について

【会 長】 日程2の協議事項に入る。「（1）地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス事業所の指定について」事務局から説明を。

【事務局】（資料：協議事項①1頁）上道町に新しくできる「レッツ倶楽部境港」から新規指定の申請があった。この事業所はマシンを使った機能訓練型の短時間デイサービスで、要介護認定者に地域密着型通所介護、要支援認定者に介護予防・日常生活支援総合事業でサービス提供を行う。午前午後でそれぞれ定員

10人となっており、食事の提供や入浴はない。人員基準については、介護職員2人・看護職員・生活相談員・機能訓練指導員及び管理者がそれぞれ1人と基準を満たして配置される予定。このうち看護職員と機能訓練指導員、管理者と生活相談員はそれぞれ兼務で配置予定である。設備基準については、54㎡以上なければならない機能訓練室は101.87㎡あり、静養室・相談室も備えている。運営基準については、6ヶ月に1度義務づけられている運営推進会議について自治会長、民生委員などにご出席いただくことになっている。その他消防計画や苦情処理体制などについても確認している。指定予定は今年の5月1日である。

【会長】ただ今の説明について、ご意見・ご質問等があれば、お願いします。

【委員】どのような規模の事業所か。

【事務局】全国でフランチャイズ展開しており、近隣では米子と安来の同様の事業所がある。

【委員】了解。

【会長】他にご意見等がないようであれば、「(1) 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス事業所の指定について」ご承認いただけるか。

【委員】(承認)

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業所 訪問型サービス事業所の指定について

【会長】「(2) 介護予防・日常生活支援総合事業所 訪問型サービス事業所の指定について」事務局から説明を。

【事務局】(資料：協議事項②1頁) 今回申請の事業所は「こころね訪問介護ステーション中野町」で、境港市中野町に開設するサービス付き高齢者向け住宅 シニアステージ中野町の同一敷地内に開設される。指定日は、3月28日を予定している。人員基準については、(1) 介護職員から(3) 管理者まで基準を満たして配置され、事務室等の設備は、サービス付き高齢者向け住宅の1階に設ける予定である。運営基準については、利用者と締結する契約書、重要事項説明書にサービス計画の作成、サービス内容、事業所の運営体制等が記されており、基準を満たしていることを確認している。

(資料：協議事項②2頁) 米子市にある「かいけ訪問介護事業所」が、3月31日で事業所を廃止することとなっている。なお、当該事業所の利用者については、既に他の事業所へ利用の引継ぎがなされていることを確認している。

【会長】ただ今の説明について、ご意見・ご質問等があれば、お願いします。

【委員】(質問なし)

【会長】他にご意見等がなければ、「(2) 介護予防・日常生活支援総合事業所 訪問型サービス事業所の指定について」ご承認いただけるか。

【委員】(承認)

3 報告事項

(1) 介護保険料の軽減強化について

【会長】日程4の報告事項に移る。

「(1) 介護保険料の軽減強化について」事務局から説明を。

【事務局】(資料：報告事項①1頁) 介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化が行われており、平成27年4月から第1段階の保険料が38,200円から34,400円に軽減されている。平成31年10月には消費税率10%への引上げが行われることになっており、この消費税の引き上げに合わせて、更に軽減強化を行う予定である。平成31年度の保険料軽減強化については、消費税率引上げが平成31年10月実施予定であるため、年度の半分が対象となる。そのため、介護保険料の賦課は年度単位であることを踏まえ、平成32年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定される予定。この低所得者の第1号保険料軽減強化に係る対応については、今後国会において審議された後に決定されることになるが、それに向けて介護保険条例の改正準備を進めている。

【会長】ご質問等があれば、お願いします。

【委員】対象者はどれくらいいるのか。

【事務局】平成30年度当初賦課時の第1段階が1,457人、第2段階が1,060人、第3段階が981人で、全体の約3分の1の方が対象になる。

【委員】理解した。

【会長】その他、ご意見、ご質問等はないか。

【委員】(意見等なし。)

4 その他

【会長】それでは「4 その他」について、事務局から何かあるか。

【事務局】① 認知症高齢者等事前登録事業について

② 介護職理解促進事業について

③ ボランティアポイント制度について

【会長】委員の皆様からは何かあるか？

【委員】特になし。

5 閉会

(会長) それでは全ての日程が終了したので本日の会は閉会とする。

14:25終了